

なし

F. 研究発表

1. 論文発表

野口晴子(2008.7)「世帯の経済資源
が出産・育児期における女性の心理
的健康に与える影響について:「消
費生活に関するパネル調査」を用い
た実証分析」、経済研究 59(3):
pp.209-227.

2. 学会発表

なし

G. 知的所有権の取得状況の出願・登
録状況

1. 特許取得

なし

2. 学会発表

なし

3. その他

なし

厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「社会保障と労働市場政策:格差社会のセイフティネットの構造」

分担研究報告書

「貧困対策としての労働市場政策」

川口大司 一橋大学経済学研究科

研究要旨

わが国における貧困が脚光を浴びるにつれて、貧困対策としての労働市場政策への期待が高まりつつある。この報告では貧困対策としてしばしば議論される最低賃金の引き上げが貧困対策として有効なものとなりうるかについて既存の研究から得られる知見を用いながら検討する。また、還付つき勤労所得税額控除(Earned Income Tax Credit)の日本への適用可能性について検討する。

A. 研究目的

この報告では貧困対策としてしばしば議論される最低賃金の引き上げが貧困対策として有効なものとなりうるかについて既存の研究から得られる知見を用いながら検討する。また、還付つき勤労所得税額控除(Earned Income Tax Credit)の日本への適用可能性について検討する。

B. 研究方法

最低賃金の貧困対策としての有効性については、国内でもすでにいくつかの研究が行われているがそれらの研究を有機的にサーベイすることを通じて得られている知識を政策策定過程において用いることができるような形の情報としてまとめる。また、還付つき勤労所得税額

控除について主に諸外国の制度ならびにその政策評価の結果をサーベイし、日本における適用の可能性について議論する。

(倫理面への配慮)

倫理面への配慮を要するデータは、本研究に際しては用いていない。

C. 研究結果

最低賃金が賃金分布に与えた影響を評価した論文として Kambayashi, Kawaguchi and Yamada (2009)があるが、これは 1994 年から 2003 年の賃金構造基本統計調査を用いて、デフレ下における最低賃金の役割を賃金分布に与える影響を調べることで明らかにしようとしている。その結果は最低賃金が賃金格

差の縮小に影響を与えたことを明らかにしている。その一方で Kawaguchi and Mori (2009)は最低賃金労働者が必ずしも貧困世帯に所属しているとは限らないこと、最低賃金の引き上げが低技能労働者の雇用を奪う可能性があることを 1982 年から 2002 年にかけての就業構造基本調査を用いることによって明らかにしている。

なし	
2. 学会発表	
なし	
3. その他	
なし	

D. 考察

最低賃金制度には賃金格差を縮小させる効果があるものの、それは必ずしも有効な貧困対策としては機能しない可能性が示唆されている。

E. 結論

より有効な貧困対策として還付つき勤労所得税額控除の導入などを真剣に考察する必要があるかもしれない。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし。

2. 学会発表

2009 年 3 月 東京開催の Trans-Pacific Labor Seminar において Kambayashi, Kawaguchi and Yamada (2009)を発表。

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得

厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))
「社会保障と労働市場政策:格差社会のセイフティネットの構造」
分担研究報告書

「労働市場のデータを用いた Value of a Statistical Life の推計」
分担研究者 宮里尚三 日本大学経済学部

研究要旨

生命に関するリスク軽減に対しての便益分析に Value of a Statistical Life (VSL) と呼ばれるものがある。費用便益分析には、リスクを軽減するための費用とリスク軽減から得られる便益の情報が必要になるが、VSL は生命に関するリスク軽減の便益を分析するものである。VSL の推計は環境や医療、安全に関する政策に対しての費用効果分析に貴重な情報を提供するにもかかわらず、わが国における VSL の推計は研究の蓄積が少ないのが現状である。本研究では『就業構造基本調査』と『労働災害動向調査』の労働市場のデータを用いて、VSL の推計をおこなうことを目的としている。また、これまでのわが国の VSL の研究では用いられていない『就業構造基本調査』の個票データを用いて推計をおこなう。ここで推計結果を簡単にまとめると、事業規模 100 人以上のデータを用いると仕事の死亡リスクは賃金に対し統計的に有意に正の影響を持ち、正の賃金プレミアムが確認された。一方、従業員規模 30 人～99 人のデータを用いると仕事の死亡リスクと賃金に明確な相関を確認することができなかった。従業員規模 100 人以上の推計結果をもとに VSL を求めると 8.2 億円から 21.4 億円という結果になった。今回の結果は、労働市場のデータをもとに VSL を算出した海外の研究と比べても高い値となった。

A. 研究目的

生命に関するリスク軽減に対しての便益分析に Value of a Statistical Life (VSL) と呼ばれるものがある。VSL の推計は環境や医療、安全に関する政策に対しての費用効果分析に貴重な情報を提供するにもかかわらず、わが国における VSL の推計は研究の蓄積が少ないの

が現状である。本研究では『就業構造基本調査』と『労働災害動向調査』の労働市場のデータを用いて、VSL の推計をおこなうことを目的としている。

B. 研究方法

VSL を推計する方法はいくつかあるが、オーソドックスな方法としてヘドニック賃

金法による推計がある。ヘドニック賃金法は仕事に関するリスク以外の種々の要因をコントロールした後、労働者がリスクに対して受け入れる賃金プレミアムはどの程度なのかを推計する方法である。本研究ではヘドニック賃金法を用いてVSLを推計する。

(倫理面への配慮)

倫理面への配慮を要するデータは、本研究に際しては用いていない。

C. 研究結果

推計結果を簡単にまとめると、事業規模100人以上のデータを用いると仕事の死亡リスクは賃金に対し統計的に有意に正の影響を持ち、正の賃金プレミアムが確認された。一方、従業員規模30人～99人のデータを用いると仕事の死亡リスクと賃金に明確な相関を確認することができなかった。従業員規模100人以上の推計結果をもとにVSLを求めるとき8.2億円から21.4億円という結果になった。

D. 考察

わが国において仕事のリスクが賃金に反映されるという補償賃金仮説の検証を行った研究では、補償賃金仮説を支持する実証結果はほとんどなかった。しかし、今回の分析では仕事の死亡リスクが賃金に正の影響を持つことが確認され、補償賃金仮説が支持される結果となつた。また、VSLの値自体も諸外国研究よりも高い値となつた。

E. 結論

事業規模100人以上のデータを用いるとき仕事の死亡リスクは賃金に対し統計的に有意に正の影響を持ち、正の賃金プレミアムが確認された。また、VSLを求めるとき8.2億円から21.4億円という結果になり、諸外国研究よりも高い値となつた。

ただし、今回はデータの制約により労働災害給付金や労働組合加入状況が仕事のリスクに対する賃金プレミアムに与える影響を検討できていない。さらに、個人のリスクに対する態度が職業選択や賃金プレミアムに与える影響についても検討できていない。これらの留意点は今後の研究課題としたい。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表
統計研究会労働市場委員会
2. 学会発表
なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得
なし
2. 学会発表
なし
3. その他
なし

厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))
「社会保障と労働市場政策:格差社会のセイフティネットの構造」
分担研究報告書

「養護学校高等部の卒業生の就職率の動向」
分担研究者 両角良子 富山大学経済学部・大学院経済学研究科

研究要旨

養護学校高等部の卒業生の就職率の動向が、多くの経済的要因の影響を受けていることを示した。

A. 研究目的

本研究の目的は、日本で障害児教育を受けている学生が学卒後の進路を決定する際、どのような要因の影響を受けているかをデータに基づいて検証することである。重要な進路決定の多くは高校あるいは高等部の時期に行われている。健常学生にとっては大学進学と就業が重要な選択肢となるのに対し、障害学生にとっては就業と無業と大学進学が重要な選択肢となる。

学校基本法の改正により、2007年4月1日から、従来の「盲学校」「聾学校」「養護学校」は「特別支援学校」になった。盲学校・聾学校・養護学校のうち、最も在校生が多かったのは養護学校である。養護学校には、肢体不自由や知的障害などの学生が在籍していた。ここでは特に養護学校の高等部の学生の進路に焦点をあて、就職率の推移が何によってもたらされてきたかを検証した。

B. 研究方法

1978年から2005年の都道府県のパネルデータを推定の対象とした。就職率の動向に影響を与える要因として、労働市場の需給バランス、産業構造の変化、財政状況、社会福祉費、職業訓練費、特殊学校費、財政状況を検討した。具体的な変数は、新規学卒者の有効求人倍率、人口1人当たりの製造業事業所数、人口1人当たりの農業産出額、人口1人当たりの社会福祉費、15歳以上人口1人当たりの職業訓練費、盲・聾・養護学校生徒数(公立)1人当たりの特殊学校費、財政力指数である。パネルデータを、(1)プールした最小二乗法、(2)固定効果モデル、(3)変量効果モデルそれぞれ推定した。どのモデルが適切であるかを検定した結果、固定効果モデルが採択された。

(倫理面への配慮)

倫理面への配慮を要するデータは、本研究に際しては用いていない。

C. 研究結果

新規学卒者の有効求人倍率、製造業事業所数、特殊学校費、財政力指数、職業訓練費が養護学校高等部の学卒者の就職率に影響を与えていた。有効求人倍率の低下は就職率の低下をもたらしていた。製造業事業所数が多いところでは就職率も高くなっていた。そのほか、特殊学校費や財政力指数が高いと就職率が低下し、職業訓練費が高いと、就職率が上昇することがわかった。特殊学校費や財政力指数が高い場合に就職率が低下する理由として、高い特殊学校費を負担する都道府県や財政基盤のある都道府県に、重度障害の学生が集まっている点が考えられる。

D. 考察

長期にわたる都道府県のパネルデータを使用することで、全体的な傾向を把握することができた。今後の分析上の課題として、大きく 3 つの点があげられる。第一に、産業構造の変化をより詳細に把握し説明変数に反映させることである。第二に、盲学校・聾学校・養護学校から特別支援学校への移行の影響を検証することがある。そして第三に、社会福祉費や職業訓練費について、障害者に特化した部分の影響をより明確に検証することがある。

E. 結論

本研究の結果より、養護学校高等部の卒業生の就職率の上昇に、新規労働市場での求人、製造業部門での雇用、自治体の職業訓練費が貢献していることがわかった。今後は特別支援学校への移行についても合わせて検証することで、若年の障害者の就労政策の方向性を明らかにする必要がある。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

VCASI 公開研究会「社会のルールについて□:障害と経済について」
(2009 年 3 月 19 日 於東京財團)

2. 学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 学会発表

なし

3. その他

なし

厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))
「社会保障と労働市場政策:格差社会のセイフティネットの構造」
分担研究報告書

「人生前半の社会保障と公的教育支出の在り方についての実証研究」
分担研究者 妹尾 渉 平成国際大学

研究要旨

日本においては、今後、高い経済成長は見込めない。したがって、若年層向けの公的教育支出と高齢層向け社会保障支出は、常にトレードオフの関係にあると考えられる。本研究の目的は、この財政的な制約もとで、世代間再分配の最適水準を実証分析を通して探ることである。

諸外国においては、少子高齢化が、社会保障の増大および公的教育費の減少をもたらす傾向にあることがわかった。しかしながら、このような現状は、社会における人的資本投資の最適水準との乖離を示唆している。もし、このことが事実であれば、将来の格差の累積的拡大および固定化が生じる可能性がある。この分野での日本のデータをもちいた実証研究が待たれる。

A. 研究目的

日本においては、今後、高い経済成長は見込めない。したがって、若年層向けの公的教育支出と高齢層向け社会保障支出は、常にトレードオフの関係にあると考えられる。本研究の目的は、この財政的な制約もとで、世代間再分配の最適水準を実証分析を通して探ることである。

B. 研究方法

少子高齢化という人口構造の転換は、高齢者の投票行動を通して、おもに若年層を対象とする公的な人的資本投資

を抑制する可能性がある。一方で、高齢者が長期的視野に立って投票行動を行なっているのであれば、将来の担税者に対する人的資本投資はそれほど抑制されないであろう。

そこで、先進国共通の事象である少子高齢化が若年層および高齢者向け社会保障支出(公的教育費も含む)にどのような影響を及ぼしているか、諸外国のデータを用いた先行研究のサーベイを行なった。

(倫理面への配慮)

倫理面への配慮を要するデータは、本

研究に際しては用いていない。

C. 研究結果

諸外国の先行研究においては、少子高齢化は、高齢者向け社会保障給付の増大と同時に、一人当たり公的教育費の減少をもたらす傾向にあることが示された。ただし、公的教育費の大部分は人件費であるため、教育費の減少は人口構造の転換スピードよりはやや緩やかとなっていることがわかった。

D. 考察

子どもの能力形成には、ある時期の能力の高まりがその後の人的資本投資の効率を高めるという特徴(動学的補完性)と、ある時期に形成された能力はその後も磨耗しないという特徴(能力の自己生産)がある。このことから、現状の幼少・青年期の過小な公的な人的資本投資は、将来の格差の累積的な拡大および固定化の要因となりうると考えられる。

E. 結論

諸外国においては、少子高齢化が、社会保障の増大および公的教育費の減少をもたらす傾向にあることがわかった。し

かしながら、このような現状は、社会における人的資本投資の最適水準との乖離を示唆している。もし、このことが事実であれば、将来の格差の累積的拡大および固定化が生じる可能性がある。この分野での日本のデータをもちいた実証研究が待たれる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表
なし
2. 学会発表
なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得
なし
2. 学会発表
なし
3. その他
なし

厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))
「社会保障と労働市場政策:格差社会のセーフティネットの構造」
分担研究報告書

「誰がセーフティネットから漏れ落ちやすいのか—その多角的な側面に関する研究」
分担研究者 酒井正 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部

研究要旨

わが国では、失業者のうち雇用保険を受給する者の割合が低いと言われるが、受給しない理由によってその評価は異なってくるだろう。受給資格があるにもかかわらず、受給していないといったことがあるのだろうか。そのことを知ることは、資格要件の変更によって誰が救済されるのか議論するうえでの前提となる。簡単な観察から、資格要件が果たしている役割が推察された。

A. 研究目的

雇用情勢が急速に悪化するなか、雇用保険の受給資格見直しに関する議論が盛んになっている。背景には、フリーターなどの不安定就業者が(受給要件である)最低被保険者期間を満たせないために求職者給付を受給できないことが多いという事情がある。もとより、(主婦のパートなどを除けば)短時間の非正規就業者は、社会保険(年金や医療保険)に未加入であることが多い。不景気の煽りを受け易い者ほど、セーフティネットも脆弱な傾向にあると言える。

本研究では、誰が雇用保険から漏れ落ちやすいのか(受給資格がないのか)、また誰が受給資格があっても受給しないのかといったことを包括的に検討する。日本では失業者に占める雇用保険受給者の割合が低いとされるが、それは資格要件が厳しいことによるものなのか、それ

とも別の理由によるのか、理由によって政策上の対応も変わってこよう。雇用保険等の受給実態にデータから可能な限り接近し、不安定就業者を有効にカバーする方策を探るのが本研究の目的である。本年度はその予備分析を行った。

B. 研究方法

厚生労働省「雇用保険事業年報」やその他の公刊統計を組み合わせて用いることで、給付の大まかな実態を把握することから始めた。具体的には、失業者のうち求職者給付の受給者がどれくらいいるのか確認する。また、(財)家計経済研究所の「消費生活に関するパネル調査」を用いて、女性の失業者のうちどのような属性を持っている者が受給しているのか(受給していないのか)確かめた。(倫理面への配慮)

本研究に用いる「消費生活に関する

「パネル調査」は、個人を特定できる情報については全て秘匿されており、学術研究に広く利用されている。従って、倫理面からの問題はない。

C. 研究結果

前職を辞めた失業者のうち求職者給付を受給している者は、40%程度と確かに低い。パネル調査を集計してみると、前職が非正規の場合に、特に非受給率が高くなっている、受給資格がなかったという者が多い。また、会社都合による離職の場合に限っても、前職が正規雇用だとほとんどの者が受給しているのに対して、非正規雇用であった場合は非受給者の割合が高い。非正規雇用は元々雇用保証がないうえに、離職を余儀なくされた場合にも雇用保険を頼れない現状が浮かび上がる。

正規雇用であった場合や、(且つ)会社都合による離職の場合(□すぐに受給できる場合)には受給率がはつきり高いことから、失業者に占める受給者の割合が低いのは制度上の要因に由来し、受給資格があるにもかかわらず(運用上等の理由から)受給していないという可能性は少ないことが示唆される。

D. 考察と結論

雇用保険の機能評価という観点から重要なのは、本当に給付を必要としている者が受給できているかどうかということである。その意味で、雇用保証が薄いほどセーフティネットも脆弱であるような傾向があるならば看過しえない。だが、そもそも受給資格の無い者が多いのか、受

給資格があるにもかかわらず受給していないのか識別することは、上のような問題を考えるうえで前提条件となろう。従来、経済学は「誰が受給しないのか」という問題に必ずしも充分な注意を払ってこなかった。受給資格の有無によって実際の受給者比率が決まっているならば、資格要件(たとえば被保険者期間)の変更によってどのくらい受給者比率が変わるのがある程度正確に予測できるだろう。非正規雇用者が増加した現在、それに応じた資格要件を検討することは当然である。但し、非受給が何によって起きているのか更に仔細に検証されなければならないことは言うまでもない。今後は、短時間非正規の仕事に複数就いているようなケースについても、セーフティネットのあり方を考えるうえでその実態を解明していく必要がある。

E. 健康危険情報

なし

F. 研究発表

1. 論文発表
なし
2. 学会発表
なし

G. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得
なし
2. 学会発表
なし
3. その他

なし

別添4

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
駒村康平・ 山田篤裕	「雇用政策への提 言」	駒村康平・ 菊池馨実編	『希望の社会 保障改革』	旬報社	東京	2009	95-116

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
玄田有史	「格差問題に取り組む ために必要なこと」	『法律時報』	80巻12号	17-22頁	2009
野口晴子	「世帯の経済資源が出 産・育児期における女 性の心理的健康に与え る影響について：「消 費生活に関するパネル 調査」を用いた実証分 析」	『経済研究』	59巻3号	209-227頁	2009

別刷

研究成果の刊行物

- ・ 駒村康平・山田篤裕「雇用政策への提言」駒村康平・菊池馨実編『希望の社会保障改革』旬報社、東京、2009年、95-116頁 33
- ・ 玄田有史「格差問題に取り組むために必要なこと」『法律時報』80巻12号、17-22頁、2009年 46
- ・ 野口晴子「世帯の経済資源が出産・育児期における女性の心理的健康に与える影響について：「消費生活に関するパネル調査」を用いた実証分析」『経済研究』59巻3号、209-227頁、2009年 53

定例研究会報告資料

- ・ 川口大司 "Stable Wage Distribution in Japan, 1982-2002: A Counter Example for SBTC?" 報告資料 73
- ・ 駒村康平・山田篤裕「生活扶助基準の再検討」報告資料 82
- ・ 近藤絢子 "Gender-specific labor market conditions and family formation." 報告資料 89
- ・ 馬欣欣 「正規と非正規の就業形態およびその賃金格差の要因に関する日中比較」報告資料 117
- ・ 永瀬伸子・水落正明「不安定雇用からの脱出はどの程度可能なのか」報告資料 145
- ・ 高田しのぶ「科学研究費採択の大学間格差」報告資料 175
- ・ 宮里尚三「日本におけるValue of a Statistical Lifeの推計—労働者災害補償保険を例に—」報告資料 191
- ・ 安部由起子 "Regional patterns of employment changes in Japan: Evidence from the 1990s." 報告資料 214
- ・ 金明中 「日本と韓国における医療保険制度の比較分析」報告資料 263
- ・ 権丈英子 "Postponement of motherhood and education in Japan." 報告資料 308

・ 堀田聰子「訪問介護員の定着・能力開発と雇用管理」報告資料	-----	344
・ 小川直宏「国民移転勘定からみた人的資本の変化：1984－2004年」報告資料	-----	364
・ 赤林英夫「入学試験形態と入学後のパフォーマンス」報告資料	-----	395
・ 百瀬優 「アメリカにおける障害年金の現状と日本への示唆」報告資料	-----	425

希望の 社会保障 改革

駒村康平
菊池馨実
〔編〕

お年寄りに安心を
若者に仕事を
子どもに未来を

氣鋭の研究者
実務家による
大胆な
社会保障制度の
再構築案。
「小さな政府」
路線は
国民に何を
もたらしたか。

今こそ信頼できる
まつとうな
社会保障制度を！

雇用政策への提言

雇用の保障・再分配をつうじて、広く市民が社会とかかわる機会を保障することが、社会の運営を維持・再生するためには、重要である。安定した雇用こそ社会保障の基盤である。雇用をめぐる状況は、ハーフル崩壊後の15年間で大きく変化した。日本的企业は抑制され、非正規雇用者が増加するなか、その不安定な就労状況や低賃金が問題となっている。こうした問題を放置すれば、経済のグローバル化による低生産性部門あるいは非熟練労働者における継続的な賃金低下圧力、正規・非正規雇用者の賃金格差の拡大、組織化が困難な労働者の増大といった弊害が拡大していく可能性もある。

山田篤裕

慶應義塾大学経済学部准教授。1999年慶應義塾大学院経済学研究科博士課程単位取得退学。国立社会保障・人口問題研究所、経済能力開発機構(OECD)社会政策課エコノミスト、2005年より現職。主な著書に「高齢者就業の経済学」(共著)日本経済新聞社、2004年。

駒村康平

(にまのら こうへい)

[第4章参照]

参考文献
駒村康平編「年金改革—安心・信頼のできる年金制度改革」社会経済出版社
本部生産性労働情報センター、2005年。

図3はそのイメージである。一番下に現役、高齢者向け共通の生活保護があり、その上の現役世世代向けには、失業扶助、児童手当、障害者手当、高齢者世帯向けには最低保険年金、そして現役、高齢者共通の住宅手当がある。そして、從前保障として、現役向けには雇用保険、高齢者向けには新型厚生年金が位置する。実際には、ここで提示した仕組みを少しつぶやいていく。ハリエッシュンはもちろん検討に値する。また、社会的排除の克服や労働政策との密接な連携が重要であることは強調しておきたい。

雇用の状況

1 雇用が直面している現状について

八七・二〇〇七年で、男性では一割から二割へ、女性では四割から五割まで上昇し、非正規化が進んでいた。雇用者に占める非正規雇用(パート、アルバイト、派遣など)の割合はこの二〇〇年間(一九八七年から二〇〇七年)における雇用の慣行を反映し、非正規化はその両端で生じており、この二〇〇年間に若年層(三十五歳未満)で一六%ポイント増え五割に達した。この五年間に初職に就いた者の四割以上は非正規である。また、社員男性(三十五歳)でも、非規格比率はこの二〇〇年間に五%ポイント上昇し、一割六%ポイント増え五割に達した。この五年間に初職に就いた者の四割以上は非正規である。また、社員増加、派遣社員は八九万人増加している。ただ、男女別にみればこの五年間で正規雇用は男性で六一万人減少し、女性は三八万人増加しており、男女が減少しつつある○三万人増加、派遣社員は三三万人減少、アルバイトも一六万人減少したのにたいして、パートは一割が非正規化し、正規雇用女性では転職により五割以上が非正規化している。転職をつうじたこの五年間(二〇〇一年～二〇〇七年)における雇用の量的変化に注目すると、正規雇用(正規雇用のハイスキル化)と非正規雇用(低スキル化)の割合が逆転する結果となつていています。

非正規から正規雇用への移動もあるが、正規雇用から非正規への移動が多いため、転職をつうじて正規雇用は男性で三七万人減(非正規雇用は三七万人増)、女性で二〇万人減となつていています。また一九九〇年代に入り有期雇用から正規雇用への移動はしくくなっています。正規雇用になると、そして有期雇用での経験年数が長くなると、転職の結果、正規雇用男性の約三七〇人、女性では、就業率の低さも問題となつていています。

こうした非正規のなかには、正規雇用への転職希望者も多い。一週間の所定内労働時間が正規雇用よりも一〇%ポイント増大している(厚生労働省「一トライム労働者総合実態調査」)。社員と同じか長い非正規員の四割が正規員への転職を希望しており、この割合は過去五年間で三割。それにもかかわらず、日本の一五・四歳女性の就業率は七割弱にとどまっています。OECD平均はOECD加盟国の中でも低く、北欧諸国と比較すれば一五%ポイントほど低い。人口減少下にもののかわらず、高い人材をもつ女性の活用が進んでいない(OECD二〇〇八年版雇用アウトック)。また、第一子出産前後の継続就業率は低く、出産を機に有業者の七割が退職しております。この割合はこの二〇〇年間で変化していない。さらに再就業しても多くが非正規雇用であり、いつなんどかで戻れないと一度と正規雇用に戻れないケースがある

失業の状況

このように、若年層を中心とした非正規化、不可逆な非正規化、望まぬ非正規化は急拡大している。女性の非正規化は、正規雇用の量的拡大をともなう非正規化で、正規雇用の量的減少をともなう男性的非正規化とは異なる側面もある。しかし、女性の高学歴化にともなって、他の先進諸国と比較し、二五・五四歳女性は就業率自体低くなっている。

失業率は二〇〇三年四月に過去最高の五・五%を記録した。これは二〇年前（一九八三年）から二〇〇五年までの七年間に一〇%前後で推移した（総務省「労働力調査」）。男性二〇歳代では、同期に失業率は三倍になり、男性二〇一二四歳で失業率は一九九〇年の失業率の一倍である。しかし年齢別にみると、最も失業率が高くなつたのは若年層である。男性二〇歳代では、同期に失業率は一九四〇年を超える失業者は、二〇〇六年時点にさらに、失業期間は長期化しており、失業期間が一年を超える失業者は、二〇〇七年時点に全失業者の三割強となり、その比率は一九四〇年と比較して二倍となつた。この比率はEU諸国平均と比較すると低いが、同時期にOECD諸国では失業期間が一年を超える長期失業者の割合は減少しており、失業期間の長期化による生活破たんが懸念される（OECD二〇〇七年版雇用アウトツク）。

事実、雇用情勢がもつとも悪化した時期（二〇〇二年）の、失業者の一ヶ月の主な収入の種類をみると一五・二四歳の五割、二五・三四歳で六割、三五・四四歳および四五・五四歳の三割であるが、雇用保険（失業賃付）などを受給している割合より圧倒的に多い。さらに世帯主である失業者に限れば、六割が雇用保険を受給しておらず、その半分は雇用保険を切らしてしまった失業者である（総務省「就業希望状況調査」）。失業の最悪期を脱したことはいえ、失業率の改善傾向は二〇〇七年末以降止まつておらず、今後の景気後退にともない、再び深刻な失業が懸念される。また今回は、非正規化が急速に進んだ結果、初めの景気後退であるといつても注意が必要である。さらに他の年齢層と比べ、若年層ではいったん失業率が上昇するといつてもそれが持続するといい、失業の履歴現象が指摘され得る。この背景には不況時の不本意就職による若年層での失業の悪循環があり、それは長期的にも多くの技能形成を阻害し、将来にわたる人的資本の深刻な劣化を招くことが懸念される。

これは短時間労働者（パート、アルバイトなど）の比率が増えたことが主因である。週六〇時間四〇時間制）以降、一九九〇年代をつゞいて総実労働時間数は減少傾向にあつた。しかし、この非正規化とともに、労働時間の二極化も進んでいる。（一九八八年の改正労働基準法）週労働条件（賃金・労働時間）の現状

以上働く30歳代男性は10%台で高止まりし、かつ近年は漸増傾向にあり、正規雇用の労働条件も劣化しつつある(総務省「労働力調査」)。産業・職種をそろえ、製造業・生産労働者で比較すると、フランスやドイツより年間総実労働時間は四〇〇時間以上多く、またアメリカ、イギリスを上回っている(厚生労働省「平成一九年版労働経済白書」)。

法定労働時間(一般的に一日八時間、週四〇時間)を超え、従業員に残業(時間外・休日労働)をさせる場合、従業員の過半数代表者または労働組合の同意を得て、その内容を「時間外労働・休日労働に関する協定(三六協定)」とし、労働基準監督署に提出しなければならない。こうした三六協定を結んでいる事業場は四割程度にとどまり、事業場規模が小さいほど結ばれていらない(厚生労働省「平成一七年度労働時間等総合実態調査」)。

ECD 「二〇〇六年版賃金・課税インデックス」日本においてパート労働者とフルタイム労働者間の賃金格差はとりわけ大きくなっている(二〇〇三年時点)で、パート労働者の時間当たり賃金は、フルタイム労働者の時給換算の賃金およそ五割にとどまっている。ヨーロッパの主要国では、この比率は八割から九割である。

日本において「労働分配率」も近年低下している。この要因は、景気拡大による部分もあるが、たかを表わす「労働分配率」も近年低下している。この要因は、景気拡大による部分もあるが、ない。製品やサービスなどで生み出された国民所得のうち、雇用者報酬にどれだけ支払われたかを表す「労働分配率」も近年低下している。

労働経済白書)。こうした傾向は労働者が経済成長の恩恵を十分に受けられていないことを意味する。

には二六%を記録し、二〇〇〇年に一九%となっている。一方、サービス業の就業者比率は五日本の産業別就業者構成をみると、製造業の就業者比率は一九五〇年の一六%から七〇年の

る厚生労働省「平成一〇年版労働経済白書」)。

は、日本全体の生産性を長期間的に高めてきた。しかし、二〇〇〇年代に入り、高生産性部門で配装置能の後退につながった可能性がある。したがってこの半世紀を振り返ると労働構造の変化を促進することである。

部門から高生産性部門へと労働力を移動させ、経済全体の生産性を高め、経済成長や賃金上昇に激しい賃金低下圧力にさらされる。こうした経済のグローバル化がもたらした課題にたいして、この結果、高度な人材・技術を必要としない低生産性部門あるいは低熟練労働者は、とくに経済のグローバル化は、相対的に人件費が安い発展途上国の市場経済への統合を意味する。

今後の展望

非正規比率上昇とともに雇用報酬の切下げによる部分が大きい(厚生労働省「平成一九年版労働経済白書」)。こうした傾向は労働者が経済成長の恩恵を十分に受けられていないことを意味する。